

平成30年度 第1回 高知市自立支援協議会 説明資料

平成30年5月23日（水）
総合あんしんセンター
高知市健康福祉部 障がい福祉課

次 第

- 1 開会
- 2 異動等に伴う委員及び事務局職員紹介
- 3 報告・協議事項
 - ①報告 相談支援検討会
 - ②協議 地域生活支援拠点
 - ③協議 自立支援協議会の総括
- 4 その他：委員改選に向けて
- 5 閉会

3 報告・協議事項

①報告 相談支援検討会
－18歳移行期に関する課題－

今ある福祉サービスや制度では
解決できない課題を分析し、
課題解決に向けた取り組みを
話し合う場

自立支援協議会

共通で出てきた
課題を報告

共通課題

相談支援検討会（課題の集約・整理）

課題

課題

課題

課題

個々のケースから
見えた課題を報告

NEWブロック（東・西・北）

東部

西部

北部

南部

ブロック勉強会（事例検討）

相談支援検討会の機能

○仕組みづくり

- ・事例から出てきた課題の整理



- ・自立支援協議会を通じて解決方法、手立てを検討する



- ・地域に還元

「18歳移行期問題」について

- 1 根 拠：制度の切り替え、支援者の変更、環境の変化などにより、本人への支援をより丁寧につなげていかないといけない時期であるが、それがうまくできていないことにより、問題となる事例がある。
- 2 問題意識：学校との連携がうまくいっていないために、本人に不利益になっているのではないか？
- 3 目 的：支援がつながることで、本人の状態が安定することができる
- 4 検討目標：学校と福祉の連携強化
- 5 取 組：特別支援学校（進路担当者）との意見交換会の開催

取組経過

- 第3回自立支援協議会で協議（平成29年11月16日）
- 相談支援検討会で検討（平成29年11月21日）
- 高等部進路担当教員3名に聞き取り調査（平成29年12月）
- 相談支援検討会で検討（平成30年1月11日）
- 高等部進路担当教員へのアンケート調査実施（平成30年1～2月）
- 特別支援学校高等部進路担当教員と相談支援専門員との意見交換会（平成30年3月14日）
- 相談支援検討会でまとめ（平成30年3月23日）

進路担当教員への聞き取り調査

- 相談支援検討会で作成したアンケート調査票をもとに3名の教員（障害特性の違う学校）に聞き取り調査を実施
- その後、相談支援検討会においてアンケート調査票を見直し

進路担当教員へのアンケート調査

- 県立の特別支援学校高等部（7校）には、県の特別支援教育課を通じてアンケート調査を依頼
- 市立の特別支援学校高等部（1校）には、教育研究所、校長を通じてアンケート調査を依頼
- 期間：平成30年1月25日～2月7日
- 回答：10名

アンケート調査結果概要

問 1 18歳になる時点で課題になると思われる項目

① 福祉施設が足りない		② 教員へ福祉サービスが周知されていない		③ 保護者へ福祉サービスが周知されていない		④ 相談支援事業所の相談支援専門員等との連携が難しい (無回答 1 人)	
そう思う	10 人	そう思う	2 人	そう思う	2 人	そう思う	0 人
ややそう思う	0 人	ややそう思う	7 人	ややそう思う	7 人	ややそう思う	4 人
あまり思わない	0 人	あまり思わない	1 人	あまり思わない	1 人	あまり思わない	2 人
思わない	0 人	思わない	0 人	思わない	0 人	思わない	3 人

問 2 その他、学校から見た福祉サービスや相談支援等の課題

- ・ 施設に限ったことではなく、福祉サービスや相談支援の人材不足
- ・ 連携のためには、担当者の人柄、質が問われる 等

詳細別添資料参照

①福祉施設が足りない（そう思う 10／10）

- 声の多かった福祉施設
 - ・住 ま い の 場…入所施設、グループホーム
 - ・日中活動の場…生活介護、B型事業所、短期入所
- 進路担当として卒業後の住まいや活動の場の確保が難しいと思われる対象者像
 - ・重度障害者（医療的ケアが必要な方を含む）、重複障害者
 - ・児童養護施設退所者
 - ・家族が帰宅するまで一人で過ごせない方

②教員へ福祉サービスが周知されていない（そう思う 2/10、ややそう思う 7/10）

- 学校における取組
 - ・校内研修（オリエンテーション）
 - ・講演、研修（事業所、市町村を講師に呼んで）
 - ・情報提供（進路だより、事業所の情報誌、福祉のしおり配布）
- 該当学年（高等部3年）にならないと身近な問題と捉えるのは難しいとの意見あり

③保護者へ福祉サービスが周知されていない（そう思う 2/10、ややそう思う 7/10）

- 学校における情報提供に関する取組
 - ・研修（市町村や相談支援からの説明）、進路面談、進路便り、施設見学
 - ・PTAの行事（研修、施設見学）
- 学校として考える問題点
 - ・出席者が同じで固定化、一部の保護者だけの参加となっている
 - ・福祉サービスを利用したことがない保護者への周知が難しい
 - ・障害やニーズの違いが大きく、結局は個別対応になってしまう
- 今後考えている取組…福祉のしおりを元に編集し、学校独自の情報を載せたものを配布予定

④相談支援事業所との連携が難しい（そう思う 0/10、ややそう思う 4/10）

- 難しさを感じる場面
 - ・対応する事業所の数が増えている
 - ・児から者への担当変更
 - ・学校と相談支援の考える進路に違いがあり、保護者が困惑する（保護者に提案する前に情報共有が必要）
 - ・担当者会や相談会等でしか会うことができない

アンケートのまとめ

①福祉施設が足りない

- ・10名中10名が「そう思う」と回答され、福祉施設が足りないということは、福祉と学校の共通の課題として考えられる。

②教員へ福祉サービスが周知されていない

- ・10名中9名が「そう思う」「ややそう思う」と回答されている。学校で様々な取り組みをしているが、教員によっては情報を得る機会が少ないため、周知が十分でないと考えられる。

③保護者へ福祉サービスが周知されていない

- ・10名中9名が「そう思う」「ややそう思う」と回答されている。学校で様々な取り組みをしているが、保護者全てに周知することは難しく、困難を感じていると考えられる。

④相談支援事業所との連携が難しい

- ・10名中4名が「ややそう思う」と回答されている。相談支援事業所が考える連携の困難さは教員からは出てきていないが、相談支援専門員の資質が連携に影響しているという意見があった。

自立支援協議会での意見

①福祉施設が足りない

→困難さの共有は必要。解決策は別で考える

②教員へ福祉サービスが周知されていない

→福祉側からの届け方の問題

福祉のサービス全てを理解してもらうことは困難

③保護者へ福祉サービスが周知されていない

→学校に求めるのは困難。福祉側からのアプローチを検討してはどうか？

④相談支援事業所の相談支援専門員と連携が難しい

→学校と相談支援専門員の認識に違いがあることが課題

意見交換会（平成30年3月14日）

参加者 教員：15名（参加校：9校（分校含））
相談支援検討会委員：9名

①福祉施設が足りない

②教員へ福祉サービスが周知されていない

③保護者へ福祉サービスが周知されていない

④相談支援事業所の相談支援専門員との連携が難しい

①②、③④
それぞれに分けて
意見交換を行う

①・②について

【①福祉施設が足りない】

- 通所施設・入所施設の利用者の高齢化
- 施設の抱え込み（ex.高齡障害者や医療的ケア）やマンパワー不足
- ステップアップする利用者が少ない（ex. A 型→一般就労）

【②教員へ福祉サービスが周知されていない】

- 先生の人事異動や障害種別で対応が変わる
- 高3生の担任にならないと意識できない
- 教員が卒後の進路について意識できるように、社会資源パンフレットを用いて福祉のスタッフが学校に入り込んでいくことはできないか

③・④について

【③保護者へ福祉サービスが周知されていない】

- 他市の自立支援協議会では、相談支援の利用法についてのチラシを作成し、保護者宅へ配布している
- 18歳移行期：障害児→障害者になる時、相談支援が切れてしまう場合に、そのことを保護者が理解できていない時がある
- 保護者が相談支援がついていることを知らなかったり、事業所名を知らないことがある

③・④について

【④相談支援事業所の相談支援専門員との連携が難しい】

- 卒後のサービス利用に伴う特定相談へのつなぎについて、新規の場合すぐに受けられない時があるため、障害者相談センターを経由して特定相談につなげてほしい
- 障害者相談センターの活用方法について、以前相談したら特定相談を勧められ2度手間になった
- 相談支援事業所の得手・不得手があり、場合によっては家族・本人とうまくいかず、学校が支援しないといけない時がある
- 特定相談支援事業所の情報は学校側ではわからない。事業所の特性等がわかればよい。障害者相談センターは情報としてもっているので活用してほしい
- 今まで保護者と学校で進路について話し合ってきたのに、ある時急に相談支援と保護者が急に学校にきて、進路を変えられることがあった。事前の相談連絡なしに急な方向転換はやめてほしい

意見交換会を終えて

- 案内したほとんどの学校から進路担当者だけでなく、それ以外の教員の参加があり、教員の方も18歳移行期について、関心が高いことがわかった
- 顔を合わせて話しあうことでざくばらんに話げできた
- 年に1回、各学校の進路担当と相談支援が意見交換する機会があったらよいとの意見が多数あった
- 特定相談支援とは何か。相談支援の流れを記載したもの（パンフレット）を作成してみるのはどうか

今後の予定

- **年に1回、進路担当者と相談支援専門員の意見交換会を開催していく**
 - ⇒・情報共有
 - ・関係性の構築
 - ・教員への福祉サービスの周知
- **相談支援の流れに関するパンフレットを作成していく**
 - ⇒・保護者への福祉サービスの周知

3 報告・協議事項

②協議 地域生活支援拠点

地域生活支援拠点整備の課題整理一覧（平成27年度第3回資料）

	①相談	②GH体験・場	③緊急時	④専門性	⑤体制づくり
現状	■ 指定一般相談支援事業所は8ヵ所、地域相談支援のサービス量は急増しないと見込まれる ■ 指定特定・指定障害児相談支援事業所は不足	■ 事業所数はコンスタントに増加しているため、既存のGHで体験利用は一定可能 ■ 肢体不自由を対象としたGH（バリアフリー）が少ない	■ 短期入所事業所が不足（特に知的・障害児・医療ニーズが高い者） ■ 虐待を受けた障害者の緊急分離先が乏しい	■ 強度行動障害に対する加算が充実され、研修受講者の増加が見込まれる ■ 医療ケアに対する医療職の事業所配置は人材確保・採算面から困難	■ 重度化・高齢化に対する検討の場が乏しい ■ 地域における障害の理解や普及啓発を行っているが、継続した取り組みが必要
今後の方向性	■ 地域相談支援の対象者はサービスを活用するよう、相談支援事業所に周知 ■ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の量を確保 ■ 相談支援検討会を設置し、事例検討等を重ね質向上及び地域課題を把握	■ ハード面が整備され、かつ地域移行や高齢化に対応したGHが必要とされる ■ サテライト型の整備について法人の協力を得る	■ 短期入所の充実（併設型の促進・受入の促進） ■ GH・医療機関における空床利用型短期入所の整備	■ 県主催の研修だけでなく、市レベルでの専門性向上のための研修等を検討する ■ 医療との連携方法については高齢者施策と連動	■ 自立支援協議会・相談支援検討会・基幹相談支援センターを中心に体制づくりに取り組む ■ 平成30年度基幹相談支援センターを設置（→H31年度設置の方針） ■ 地域生活支援拠点の継続協議

高知市地域生活支援拠点の整備方針（平成27年度第3回資料）

- 5つの機能のうち、「緊急時」が課題として優先度が高い。

→**短期入所を優先整備（※緊急時に限らず平時からの利用促進）**

- 本市の規模であらゆるニーズを捉えたときに、1法人・1事業所で全てを完結することは困難。

→**各法人の協力を得て、面的整備を行う**

- 整備結果は効果判定が難しく、かつ継続した取り組みが必要。

→**平成30年度以降も、自立支援協議会を通じて機能を充実させる**

地域生活支援拠点関係（平成30年度制度改正）

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
：	：

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。

特徴

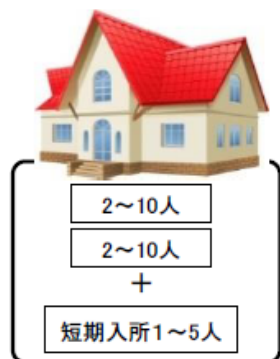
- 手厚い人員配置
- 24時間の介護体制確保
- 短期入所の併設必置

指定基準

- 人員・設備・運営基準に加え、自立支援協議会等に運営報告を行い、評価を受け、助言等を聞く機会を設けること

相談支援

- 3か月ごとのモニタリング
- 相談支援事業者は別事業者であることが望ましい



- 住まいの場合であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。

- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

地域生活支援拠点関係（平成30年度報酬改定）

①相談

：地域生活支援拠点等相談強化加算（相談支援）

②体験・場

：体験利用支援加算の見直し（日中系）、体験利用加算の見直し（地域移行）等

③緊急時

：緊急短期入所受入加算の見直し、定員超過特例加算の創設（短期入所）

④専門性

：重度障害者支援加算の創設（生活介護）

⑤体制づくり

：地域体制強化共同支援加算の創設（相談支援）

今後の議論について

- 拠点機能の継続協議
- 日中サービス支援型共同生活援助事業者への意見を聞く場
- 機能を有する事業所の拠点指定

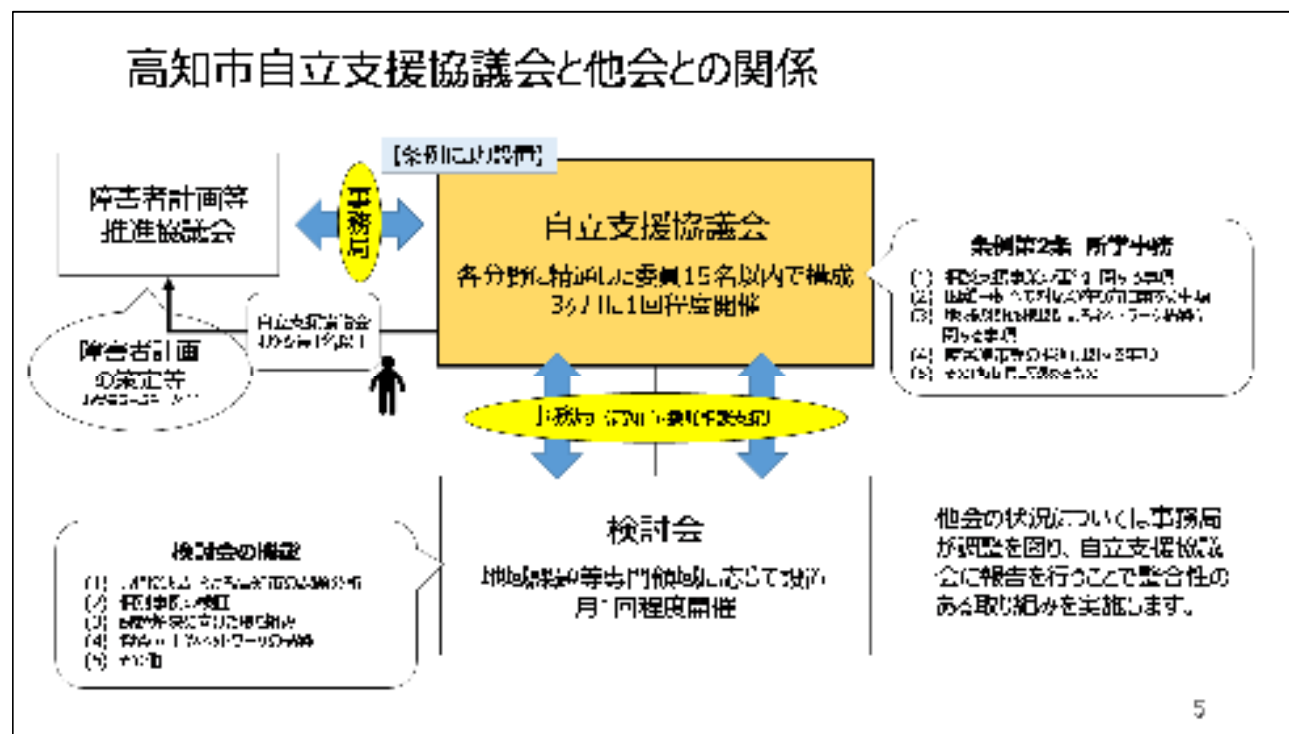
参考資料 地域生活支援拠点等について【初版】 参照

3 報告・協議事項

③協議 自立支援協議会の総括

平成27年度からの高知市自立支援協議会 概要

- ・高知市自立支援協議会条例を
制定
- ・平成27年8月 第1回協議会
(委員12名、任期3年)
- ・平成27年度3回
平成28年度5回
平成29年度4回 開催
- ・相談支援と就労の検討会を設置
- ・高知市障害者計画等推進協議会



条例第2条 所掌事務

(1) 相談支援事業の運営に関する事項

- ・障害者相談センター相談実績報告
 - H27/28年度の実績報告と意見交換
- ・基幹相談支援センター設置協議
 - 委員及び相談支援専門員へのアンケート、委員勉強会の開催
 - 機能の整理、重点化
 - 平成31年度設置方針
- ・相談支援検討会
 - ・資質向上のための取組報告

条例第2条 所掌事務

(2) 困難事例への対応の在り方に関する事項

- ・障害者相談センターからの事例報告
→全センターから事例提供
- ・【再掲】相談支援検討会
→事例提供を通じ18歳移行期の課題抽出、委員との意見交換

条例第2条 所掌事務

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項

- ・就労検討会
 - 検討会報告、スキルアップ研修、就労定着支援
- ・【再掲】相談支援検討会
 - 相談支援勉強会、事例検討会開催報告

条例第2条 所掌事務

(4) 障害施策等の推進に関する事項

- ・地域生活支援拠点
 - 事業所アンケート及びヒアリング
 - 課題整理、短期入所を面的整備する方針

(5) その他市長が認めるもの

- ・委員活動報告（高知特別支援学校・市社会福祉協議会）